

福岡県公報

平成24年4月3日
第3383号

目次

告示(第671号-第678号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) …………… 1

○福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務の委託(調整課) …………… 1

○都市計画の変更の案の縦覧(都市計画課) …………… 2

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定(介護保険課) …………… 2

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(社会活動推進課) …………… 2

○道路の区域の変更(道路維持課) …………… 3

○道路の区域の変更(道路維持課) …………… 3

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課) …………… 3

公告

○福岡県土地利用基本計画の変更(総合政策課) …………… 3

○意見募集の結果の公示(子育て支援課) …………… 4

○競争入札参加者の資格等(総務事務センター) …………… 4

○一般競争入札の実施(警察本部会計課) …………… 6

教育委員会

○技能教育のための施設の指定解除(教育庁高校教育課) …………… 8

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表(監査委員事務局監査第二課) …………… 8

公安委員会

○指定講習期間の名称変更(警察本部運転免許試験課) …………… 10

○指定講習期間の名称変更(警察本部運転免許試験課) …………… 10

○少年指導委員の委嘱(警察本部少年課) …………… 10

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示(警察本部サイバー犯罪対策課) …………… 13

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) …………… 13

○年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催(警察本部生活保安課) …………… 14

雑報

○危険物取扱者試験の実施(消防防災課) …………… 14

告示

福岡県告示第671号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオンスーパーセンター古賀店
 - 所在地 福岡県古賀市舞の里三丁目14番12号ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第672号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 公益財団法人福岡県地域福祉財団
- 2 所在地 春日市原町三丁目1番地7
- 3 委託期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県告示第673号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成24年4月3日から同年4月17日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
前原都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
糸島市浦志一丁目、前原南二丁目、波多江、浦志、篠原の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
糸島市建設都市部都市計画課

福岡県告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 事務所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | 指 定 年月日 | 受 託 事 務 類 別 | 居宅サービスの提供の有無 |
|---|---|---|-----------|-------------|--------------|
| 福祉サービス評価機構博多支局認定調査センター 福岡県福岡市博多区博多駅南四丁目3番1号 博多いわいビル2階 | 一般財団法人福祉サービス評価機構 福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号 | 奥住 文明 昭和27年10月14日 福岡県福岡市中央区桜坂三丁目8番36号JGM ヴェルデ桜坂304 代表理事 | H24. 4. 1 | 要介護認定調査事務 | 無 |

福岡県告示第675号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年3月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人コスモキャンパス
 - (2) 代表者の氏名
宮崎 和起
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県古賀市今在家184番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、安本心理機能訓練を通して、不特定かつ多数の知的障害児（者）及び知的障害は持たないが、対人関係が難しく社会適応が難しい人々に対する、作業支援及び日常生活自立支援に関する事業などを行い、くらしやすい町づくりを地域の協力のもとに推進し、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦欄に供する。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|--------------------------------------|-------------------|---------------|
| 京築 | 一般国道 | 496号 | 前 | 行橋市西宮市三丁目9番1先から 行橋市泉中央四丁目865番1先まで | 6.8 ～ 37.5 | 2478.9 |
| | | | 後 | 行橋市西宮市三丁目9番1先から 行橋市泉中央四丁目865番1先まで | 6.8 ～ 37.5 | 2478.9 |
| | | | 後 | 行橋市西宮市三丁目9番1先から 行橋市泉中央四丁目865番1先まで | 14.5 ～ 42.2 | 1572.3 |

福岡県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦欄に供する。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|-------------------------------------|------------------|---------------|-------------------------|
| 京築 | 県道 | 行橋添田線 | 前 | 行橋市西宮市三丁目9番1先から 行橋市大字流末1177番1先まで | 8.3 ～ 26.0 | 2,265.7 | |
| | | | 前 | 行橋市西宮市三丁目9番1先から 行橋市大字流末1177番1先まで | 7.5 ～ 42.2 | 4,029.6 | うち一般国道496号重用延長968.9メートル |
| | | | 後 | 行橋市西宮市三丁目9番1先から 行橋市大字流末1177番1先まで | 8.3 ～ 26.0 | 2,265.7 | |

福岡県告示第678号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市宮田二丁目119番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市田久四丁目15番12号
医療法人 林外科医院
理事長 林 裕章

公 告

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成24年3月16日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

| 変更する地域名 | 変更する区域 | 関係市町村 |
|---------|----------|------------------------|
| 都市地域 | 次の図面のとおり | 北九州市 |
| 農業地域 | | 糸島市、田川市 |
| 森林地域 | | 筑紫野市、久留米市、北九州市、岡垣町、上毛町 |

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所、町役場及び村役場において縦覧に供する。）

公告

児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間並びに児童福祉法に基づく「不利益処分」に係る処分基準について、平成24年1月27日から平成24年2月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成24年4月1日から施行しました。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

福祉労働部子育て支援課保育係

電話：092-643-3258

メールアドレス：kosodate@pref.fukuoka.lg.jp

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

運転適性検査装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年4月24日（火）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月3日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

運転適性検査装置賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成24年6月1日から平成29年5月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許試験課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年5月14日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|------|
| 13 | 08 | リース・レンタル | AA、A |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成24年4月3日（火）から平成24年5月14日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成24年5月14日（月）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成24年5月15日（火）午後1時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ

の代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
A lease contract for a operarion aptitude test equipment
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on May 14, 2012
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters
Address:7-7, Higashi Koen, Hakata-ku Fukuoka City 812-8576 Japan
Telephone: 092 - 641 - 4141 (Ext.2237)

教育委員会

福岡県教育委員会告示第8号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の指定を平成24年3月31日付けで解除したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

平成24年4月3日

福岡県教育委員会

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|----------------|
| 福岡国際ビジネスカレッジ | 福岡市中央区平尾1丁目7-1 |

監査委員

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成23年11月14日23監二第287号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月3日

| | |
|---------|-------|
| 福岡県監査委員 | 小串 正伸 |
| 同 | 進谷 庸助 |
| 同 | 伊藤 龍峰 |
| 同 | 原竹 岩海 |

23県土総第1505号

平成24年 2月27日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
 同 進 谷 庸 助 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 原 竹 岩 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成23年11月14日付23監二第287号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

| 対象部局名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|-------|---------------------------------------|--|
| 県土整備部 | 県の使用料において、占用期間の算定が適正でないものが見受けられた。 | 過大徴収分を還付処理済み。 今後は、算定様式を変更し再発防止に努める。 |
| | 県の負担金収入において、調定が速やかに行われていないものが見受けられた。 | 出先機関内各課の連携やチェック体制を強化し再発防止に努める。 |
| | 県領収証紙において、申請時に消印が漏れていたものが見受けられた。 | 複数人によるチェック体制を整備し再発防止に努める。 |
| | 予定価格の算出に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。 | 研修等を通じて積算に対する理解を深め再発防止に努める。 |
| | 工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。 | 工事に係る積算事務を正確に行えるようチェック体制等を強化し再発防止に努める。 |
| 建築都市部 | 予定価格の算出に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。 | 設計積算にあたっては、現場状況等を詳細に反映させるとともに、既存のチェックシートの項目の厳密な確認を徹底する。 また、全職員に再発防止策について周知徹底した。 |

公安委員会

福岡県公安委員会告示第75号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月3日

福岡県公安委員会

| | | |
|--------------------------------------|------------------------------|-------|
| ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59-4 安西利範 | ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59-4 | を |
| 甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 安西利範 | 甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 | に改める。 |

福岡県公安委員会告示第76号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月3日

福岡県公安委員会

| | | |
|--------------------------------------|------------------------------|-------|
| ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59-4 安西利範 | ウキコドライバーズスクール甘木 朝倉市一木59-4 | を |
| 甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 安西利範 | 甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 | に改める。 |

福岡県公安委員会告示第77号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成23年4月1日付けで少年指導委員として委嘱する

ので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成24年4月3日

福岡県公安委員会

| 氏名 | 連絡先 | 活動区域 |
|-------|----------------------------|------------|
| 江副裕紀 | 092-734-0110 中央警察署（少年係） | 中央警察署の管轄区域 |
| 杉元美智代 | | |
| 紫垣亨子 | | |
| 江頭克代 | | |
| 永吉真治 | | |
| 中村徳 | | |
| 赤荻博司 | | |
| 小谷浩司 | | |
| 中川清 | | |
| 吉原勝巳 | | |
| 松井貞幸 | 092-412-0110 博多警察署（少年係） | 博多警察署の管轄区域 |
| 堀江英明 | | |
| 石村伸男 | | |
| 堀武志 | | |
| 伊藤忠 | | |
| 渡邊昭代 | | |
| 梅津信幸 | | |
| 古賀哲夫 | | |
| 大庭宗一 | | |
| 吉井薫 | | |
| 竹添一志 | 092-643-0110 東警察署（少年係） | 東警察署の管轄区域 |
| 粟田口賢三 | | |
| 加藤和雄 | | |
| 堀搦子 | 092-643-0110 東警察署（少年係） | 東警察署の管轄区域 |
| 原昌史 | | |
| 合屋善克 | | |

| | | |
|-------|-----------------------------|-------------|
| 松尾義隆 | | |
| 長隆行 | | |
| 小森隆幸 | 092-542-0110 南警察署(少年係) | 南警察署の管轄区域 |
| 北浦庸博 | | |
| 坂井保幸 | | |
| 前田弘文 | | |
| 小林志信 | 092-847-0110 早良警察署(少年係) | 早良警察署の管轄区域 |
| 倉光敏夫 | | |
| 山部兼一 | | |
| 戸川麻里子 | | |
| 嶋田満宣 | | |
| 吉岡直通 | | |
| 松永義勝 | 092-805-6110 西警察署(少年係) | 西警察署の管轄区域 |
| 早船達智 | | |
| 松尾二三夫 | | |
| 木下博士 | 092-939-0110 粕屋警察署(少年係) | 粕屋警察署の管轄区域 |
| 立花孝信 | | |
| 貝野勝是 | | |
| 内村眞治 | | |
| 安川辰己 | | |
| 牟田正光 | | |
| 平野清信 | | |
| 大久保勝則 | | |
| 利根禮子 | 092-929-0110 筑紫野警察署(少年係) | 筑紫野警察署の管轄区域 |
| 大武満洲男 | | |
| 桑野英則 | | |
| 田中光 | | |
| 山本優治 | | |
| 橋本巖 | | |
| 伊藤絹子 | | |
| 古澤勝 | | |

| | | |
|-------|-----------------------------|-------------|
| 酒巻昭雄 | | |
| 有働道子 | | |
| 山岡岩男 | 092-323-0110 糸島警察署(少年係) | 糸島警察署の管轄区域 |
| 松田重治 | | |
| 幸田吉史 | | |
| 和田雄治 | 0940-36-0110 宗像警察署(少年係) | 宗像警察署の管轄区域 |
| 大堂九仁雄 | | |
| 廣渡利秀 | 0946-22-0110 朝倉警察署(少年係) | 朝倉警察署の管轄区域 |
| 平井周作 | | |
| 原田征四郎 | 093-583-0110 小倉北警察署(少年係) | 小倉北警察署の管轄区域 |
| 坂口勝海 | | |
| 多根功 | | |
| 武内正文 | | |
| 池田勇 | | |
| 苅北憲佳 | | |
| 右近昌雄 | | |
| 音藤英博 | | |
| 入門泰男 | | |
| 黒本文雄 | | |
| 若林桂次 | 093-923-0110 小倉南警察署(少年係) | 小倉南警察署の管轄区域 |
| 中村保文 | | |
| 野口義弘 | | |
| 奥野泰美智 | | |
| 橋本正己 | | |
| 出口雅彦 | 093-662-0110 八幡東警察署(少年係) | 八幡東警察署の管轄区域 |
| 梅澤泰久 | | |
| 草賀勲 | 093-645-0110 八幡西警察署(少年係) | 八幡西警察署の管轄区域 |
| 岩本展幸 | | |
| 木原光康 | | |
| 黒岩義之 | | |
| 大貝幸史 | | |

| | | |
|-------|----------------------------|------------|
| 山中秀夫 | 093-691-0110 折尾警察署(少年係) | 折尾警察署の管轄区域 |
| 水口鉄昭 | | |
| 山本豊 | | |
| 花田宗憲 | | |
| 楽満靖夫 | | |
| 黒川千年 | | |
| 向井昌弘 | | |
| 中山寅清 | | |
| 松井裕一 | | |
| 原田憲一 | | |
| 犬童則幸 | | |
| 杉本光洋 | 093-861-0110 戸畑警察署(少年係) | 戸畑警察署の管轄区域 |
| 松本剛重 | | |
| 奥蘭孝 | | |
| 安田壽廣 | 093-321-0110 門司警察署(少年係) | 門司警察署の管轄区域 |
| 國廣末喜 | | |
| 石本直喜 | | |
| 吉田則雄 | | |
| 横畠勝彦 | | |
| 森實幸治 | | |
| 吉野益生 | 0930-24-5110 行橋警察署(少年係) | 行橋警察署の管轄区域 |
| 林龍平 | | |
| 植村正徳 | 0979-82-0110 豊前警察署(少年係) | 豊前警察署の管轄区域 |
| 戸成博文 | | |
| 首藤萬壽美 | 0948-21-0110 飯塚警察署(少年係) | 飯塚警察署の管轄区域 |
| 渡邊勝巳 | | |
| 相良淳一 | | |
| 江藤征生 | | |
| 大塚眞次 | | |
| 池本武富士 | | |
| 津山武咄 | | |

| | | |
|-------|-----------------------------|-------------|
| 的野弘明 | 0949-22-0110 直方警察署(少年係) | 直方警察署の管轄区域 |
| 澤見浩 | 0947-42-0110 田川警察署(少年係) | 田川警察署の管轄区域 |
| 久多見辰雄 | | |
| 大澤俊朗 | | |
| 梶原孝文 | | |
| 小野秀雄 | | |
| 井上領平 | 0942-38-0110 久留米警察署(少年係) | 久留米警察署の管轄区域 |
| 森光徹 | | |
| 米倉達雄 | | |
| 荒巻栄一 | | |
| 鶴田敏之 | | |
| 村上豊美 | | |
| 村田利光 | 0942-73-0110 小郡警察署(少年係) | 小郡警察署の管轄区域 |
| 矢野彰 | | |
| 梅野忠 | | |
| 高浪藏 | | |
| 柳忠徳 | 0942-52-0110 筑後警察署(少年係) | 筑後警察署の管轄区域 |
| 牛島末彦 | | |
| 友清逸夫 | | |
| 永島幸夫 | 0943-22-5110 八女警察署(少年係) | 八女警察署の管轄区域 |
| 大内田義文 | | |
| 大石五十二 | 0944-74-0110 柳川警察署(少年係) | 柳川警察署の管轄区域 |
| 馬場忍 | | |
| 山田良治 | | |
| 川口治彦 | 0944-43-0110 大牟田警察署(少年係) | 大牟田警察署の管轄区域 |
| 本木芳夫 | | |
| 櫻井國夫 | | |
| 角悟 | 0944-43-0110 大牟田警察署(少年係) | 大牟田警察署の管轄区域 |
| 谷口勇 | | |
| 森田幸子 | | |
| 齊藤繁 | | |

山本美智子

中島一実

福岡県公安委員会告示第79号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業の停止命令処分の基準（以下「処分基準」という。）の一部改正を行ったので、福岡県行政手続条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成24年4月3日

福岡県公安委員会

1 改正の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の制定により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたこと等に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、その内容は、条項及び用語の整理であり、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の改正の日

平成24年4月1日

3 その他

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部サイバー犯罪対策課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第65号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する

平成24年4月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---------------------------------|--------------------------------------|--------|--------|
| 平成24年6月7日（木） 9：00～17：00（原則） | 福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 18名 |
| 平成24年6月21日（木） 9：00～17：00（原則） | | | 18名 |

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|--------|
| 平成24年6月21日（木） 9：00～17：00（原則） | 福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口径ライフル射撃 | 15名 |

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

と。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第80号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成24年4月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成24年5月3日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

| 時 間 | 科 目 |
|-------------|--------------------------------|
| 10：00～15：30 | 空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法 |
| 15：30～16：30 | 講習結果に対する考査 |
| 16：30～17：00 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成24年4月3日

財団法人消防試験研究センター 理事長 山 本 信 一 郎

- 1 試験種類
甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種
- 2 受験地、試験会場、実施年月日

| 受 験 地 | 試 験 会 場 | 実 施 年 月 日 |
|-------|---------------------------|----------------------------|
| 北九州地区 | 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学 | 平成24年6月17日（日曜日） 午前10時から |
| 福岡地区 | 福岡市城南区七隈8-19-1 福岡大学 | |
| 筑後地区 | 久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎 | |
| 筑豊地区 | 田川市伊田4395 福岡県立大学 | |

3 受験申請期間及び受験申請先

| 申請方法 | 受験申請期間 | 受験申請先 | 摘 要 |
|------|--------|-------|-----|
| | | | |

| | | | |
|------|---|--|----------------|
| 書面申請 | 平成24年4月16日から 平成24年4月27日まで (締切日消印有効) | (財)消防試験研究センター 福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 | 郵送または窓口 へ持参 |
| 電子申請 | 平成24年4月13日 9時から 平成24年4月24日 17時まで | (財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> http://www.shoubo-shiken.or.jp | |

4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421